



令和 8 年度 臨時的任用職員（総合土木又は事務）の募集

（新発田、1 人、4月13日採用予定）

令和 8 年 3 月 1 3 日

新潟県新発田地域振興局地域整備部

受付期間	令和 8 年 3 月 1 3 日(金)～令和 8 年 3 月 2 7 日(金)
考 査 日	令和 8 年 3 月 3 0 日(月)

新発田地域振興局地域整備部で勤務する臨時的任用職員を募集します。

●臨時的任用職員：

正規職員の欠員、産前産後休暇、育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。

●勤 務 期 間： 令和 8 年 4 月 1 3 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

※1 更新により令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長する場合があります。

※2 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職いただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

1 採用人数・業務内容等

職 種	人 数	業 務 内 容	勤 務 場 所
総合土木 又は 事務	1 人	土木事業に関する設計・積算、工事監理等 又は 工事に関する各種システム入力・データ整理 及び調査資料の取りまとめ等	新発田地域振興局 地域整備部 (新発田市豊町3-3-2)

2 応募の要件等

(1) 資格又は免許等

職 種	資 格 要 件
総合土木	次のいずれかに該当する人 (ア) 高等学校又は大学等で主として土木（工学）又は農業土木（工学）に関する科目を履修し、卒業した人 (イ) 土木事業又は土地改良事業に関する設計・積算、工事監理の実務経験を有する人
事 務	高校卒業程度の学力を有し、パソコンのワープロ、表計算ソフトを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人。

(2) その他

ア 当部で臨時職員として勤務することのできる年数は連続して3年までとなりますので、当部で臨時的任用職員としての勤務が連続3年を超える見込みの人は応募できません。

イ 次のいずれかに該当する人は受験できません

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 考査の実施

(1) 日時・会場

日 時	受付場所・考査会場
令和8年3月30日(月) 受付時間は、別途連絡します。	新発田地域振興局地域整備部 庶務課庶務係 〒957-8511 新発田市豊町3丁目3番2号 電話 0254 (26) 9189

(2) 考査の内容

考査の方法	考査の内容
面 接 考 査	臨時的任用職員としての職務への適正等について、一人ずつ順番に面接考査を実施します。

(3) 受験にあたっての注意事項

ア 受験票等は発行しませんので、当日、指定された受付時間までに受付場所までおいでください。遅刻者は受験できません。

イ 黒のボールペンを持参してください。

4 合格者の発表

選考考査の結果（合否）は、考査終了後7日前後を目途に、郵送で通知します。

5 個人情報の開示について

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。
なお、電話等による請求では提供できません。

提供請求 できる人	提供内容	提 供 期 間	提供時間	提供場所
選考考査 の受験者	選考考査の 総合ランク	選考考査の結果（合否） 通知日から1か月間 （土日・祝日を除く）	午前8時30分から 午後5時15分まで （正午～午後1時を除く）	新発田地域振興局 地域整備部

6 勤務予定期間

令和8年4月13日～令和8年9月30日

※1 更新等により令和9年3月31日まで延長する場合があります。

※2 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

7 勤務条件

(1) 勤務時間

ア 勤務日： 月曜日から金曜日

イ 勤務時間： 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（休憩時間：正午から午後 1 時まで）

(2) 給料（月額）

学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学新卒者（22歳）の場合は、概ね月額 230,000円です。

(3) 諸手当

ア 時間外勤務手当及び休日給を支給します。

イ 期末手当、勤勉手当、住居手当（借家・借間の場合に限る）及び通勤手当については、勤務期間等に応じて支給します。

(4) その他

正規職員と同様に、守秘義務（職務上知り得た秘密を守る義務）などの地方公務員法の規定が適用されます。

※ 次のような行為は禁止されています。

- ・ 職務上知り得た秘密を漏洩すること
- ・ 許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること

等

8 申込方法等

(1) 申込方法

次のいずれかの方法により、申込書類を下記（5）の申込先に持参又は郵送してください。

ア ハローワークを通じて申し込む場合

（ア）市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの

（イ）ハローワークから交付される紹介状

イ 県に直接申し込む場合

市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの

※ 1 面接時間を電話で連絡しますので、履歴書には連絡先の電話番号を必ず記載してください。

※ 2 郵送で履歴書等を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考考査申込（総合土木又は事務）」と朱書してください。

※ 3 インターネットや e メールでの申し込みはできませんので、必ず持参か郵送で提出してください。

(2) 添付書類（総合土木のみ）

「資格要件」を証明する書類が必要ですので、次のいずれかを必ず添付してください。

- ア 卒業・成績証明書（原本）
- イ 技術者資格者証（原本）
- ウ 実務経験を確認できる書類

(3) 申込受付期間

令和8年3月13日(金)から令和8年3月27日（金）

※郵送の場合は3月27日（金）午後5時15分必着といたしますのでご注意ください。

(4) 持参の場合の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(5) 問い合わせ先及び申込先

新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課

〒957-8511 新発田市豊町3丁目3番2号

電話 0254 (26) 9189

